会社法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第30号

会社法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
改 止 後 (資産等報告書等) 第2条 略 2 条例第2条第1項第6号の株券は、 <u>資本金</u> の額が 1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協	(資産等報告書等) 第2条 略 2 条例第2条第1項第6号の株券は、 <u>資本</u> の額が1 億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場され
会に登録されている株券に限るものとする。 3及び4 略	に登録されている株券に限るものとする。 3 及び4 略

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(解散の認定の申請等)	(解散の認定の申請等)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 法 <u>第40条第1項</u> において準用する民法第77条第2	3 法 <u>第40条</u> において準用する民法第77条第2項の規
項の規定による届出は、様式第8号の届出書により	定による届出は、様式第8号の届出書により行うも
行うものとする。	のとする。
(清算結了の届出) 第10条 法 <u>第40条第1項</u> において準用する民法第83条 の規定による届出は、様式第10号の届出書により行 うものとする。	
様式第8号(第8条関係)	様式第8号(第8条関係)
特定非営利活動法人清算人就職届出書	特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法<u>第40条第1項</u>において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名

電話番号

注 略

添付書類 略

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職氏名様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第40条第1項において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 科

清算人の氏名

電話番号

注 略

添付書類 略

職氏名様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法<u>第40条</u>において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名

ED

(EII)

雷話番号

注 略

添付書類 略

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法<u>第40条</u>において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名

電話番号

注 略

添付書類 略

(鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第45号)の一部を次のように改正する。

(H)

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。 改正後

改正前

(趣旨)

施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市場の開設の許可申請書の記載事項等)

- に掲げるものとする。
- (1) 略
- (2) 法人(地方公共団体を除く。以下同じ。)で (2) 法人(地方公共団体を除く。以下同じ。)で ある場合にあっては、資本金又は出資の額及び役 員の氏名
- (3)~(5) 略
- 2 略

(市場の開設の許可申請書の添付書類)

- 該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類と する。
- (1) 略
- (2) 登記事項証明書
- (3)及び(4)
- 2 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申 2 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当該申 請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者(その者に法定代理人があるときは、 その者及びその法定代理人)の住民票の抄本及び 履歴書
 - (2) 略
 - (3) 前項第4号に掲げる書類

(卸売業務の許可申請書の記載事項等)

- に掲げるものとする。
 - (1) 略
 - (2) 法人である場合にあっては、資本金又は出資 の額及び役員の氏名
- (3) 略
- 2 略

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和 第1条 この規則は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和 46年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。)の 46年12月鳥取県条例第49号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

(市場の開設の許可申請書の記載事項等)

- 第2条 条例第2条第1項の規則で定める事項は、次|第2条 条例第2条第1項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。
 - (1) 略
 - ある場合にあっては、資本又は出資の額及び役員 の氏名
 - (3)~(5) 略
 - 2 略

(市場の開設の許可申請書の添付書類)

- 第3条 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当 第3条 条例第2条第2項の規則で定める書類は、当 該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類と する。
 - (1) 略
 - (2) 登記簿の謄本
 - (3)及び(4)
 - 請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者(その者に法定代理人があるときは、 その者及びその法定代理人)の戸籍抄本及び履歴 書
 - (2) 略
 - (3) 前項第5号に掲げる書類

(卸売業務の許可申請書の記載事項等)

- 第4条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次 第4条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。
 - (1) 略
 - (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の 額及び役員の氏名
 - (3) 略
 - 2 略

(<u>事業又は</u>営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分 (営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可 |

割の認可申請書の記載事項等)

の申請が事業又は営業の譲渡し及び譲受けに係るも のである場合には、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

2~4 略

割の認可申請書の添付書類)

の申請が事業又は営業の譲渡し及び譲受けに係るも のである場合であって、当該申請者のうちに法人で ある者があるときは、その法人についての次に掲げ る書類とする。

(1)及び(2) 略

(3) 市場の開設に係る事業又は営業の譲渡し及び 譲受けの場合であって、譲受人である申請者が法 第57条第2項に規定する者であるときは、その旨 を記載した書面

(4) 略

2 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申2 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申 請が事業又は営業の譲渡し及び譲受けに係るもので ある場合であって、当該申請者のうちに個人である 者があるときは、その個人についての次に掲げる書 類とする。

3 略

- 4 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申4 条例第8条第3項の規則で定める書類は、その申 び分割法人についての次に掲げる書類とする。
 - (1) 新設分割の場合にあっては、<u>会社法(平成17</u> (1) 新設分割の場合にあっては、<u>商法(明治32年</u> 年法律第86号)第762条の分割計画書の写し
 - (2) 吸収分割の場合にあっては、会社法第757条 第1項の規定により締結された吸収分割契約書の 写し

(3)~(5) 略

(届出事項等)

に掲げるものとする。

(1) 略

- (2) 法人である場合にあっては、資本金若しくは (2) 法人である場合にあっては、資本若しくは出 出資の額又は役員
- 2 略

様式第1号

|申請書の記載事項等)

第9条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、そ|第9条 条例第8条第3項の規則で定める事項は、そ の申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである 場合には、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

2~4 略

(事業又は営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分 (営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可 申請書の添付書類)

第10条 条例第8条第3項の規則で定める書類は、そ|第10条 条例第8条第3項の規則で定める書類は、そ の申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである 場合であって、当該申請者のうちに法人である者が あるときは、その法人についての次に掲げる書類と する。

(1)及び(2) 略

(3) 市場の開設に係る営業の譲渡し及び譲受けの 場合であって、譲受人である申請者が法第57条第 2項に規定する者であるときは、その旨を記載し た書面

(4) 略

請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合 であって、当該申請者のうちに個人である者がある ときは、その個人についての次に掲げる書類とする。

- 請が分割に係るものである場合には、当該申請者及 請が分割に係るものである場合には、当該申請者及 び分割法人についての次に掲げる書類とする。
 - 法律第48号)第374条第1項の分割計画書の写し
 - (2) 吸収分割の場合にあっては、商法第374条ノ 17第1項の分割契約書の写し

(3)~(5) 略

(届出事項等)

第17条 条例第15条第3号の規則で定める事項は、次 第17条 条例第15条第3号の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。

(1) 略

- 資の額又は役員
- 2 略

様式第1号

地方卸壳市場開設許可申請書

職 氏 名 様

下記のとおり、地方卸売市場の開設の許可を受けたいので、卸売市場法第55条の規定により申請します。

年 月 日

住 所 氏 名 ^(印) 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略		
申請者が	<u>資本金</u> 又は	略
法人であ	出資の額	
る場合	略	

様式第2号

地方卸売市場卸売業務許可申請書

職 氏 名 様

下記のとおり、地方卸売市場における卸売の業務の許可を受けたいので、卸売市場法第58条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所 氏 名 ^⑪ 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略		
申請者が	<u>資本金</u> 又は	略
法人であ	出資の額	
る場合	略	

様式第5号

その1

地方卸売市場事業(営業)譲渡譲受認可申請書

地方卸壳市場開設許可申請書

職 氏 名 様

下記のとおり、地方卸売市場の開設の許可を受けたいので、卸売市場法第55条の規定により申請します。

年 月 日

住 所 氏 名 ^印 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略		
申請者が	<u>資本</u> 又は出	略
法人であ	資の額	
る場合	略	

様式第2号

地方卸売市場卸売業務許可申請書

職氏名様

下記のとおり、地方卸売市場における卸売の業務の許可を受けたいので、卸売市場法第58条第1項の規定により申請します。

年 月 日 住 所 氏 名 ⁽¹⁾ 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略		
申請者が	<u>資本</u> 又は出	略
法人であ	資の額	
る場合	略	

様式第5号

その1

地方卸売市場営業譲渡譲受認可申請書

職氏名様

下記のとおり、地方卸売市場の<u>事業又は</u>営業の譲渡し及び譲受けの許可を受けたいので、鳥取県地方卸売市場条例第8条第1項の規定により申請します。

年 月 日

(譲渡人)住 所

氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

(譲受人)住 所

氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略

その2及びその3 略

様式第10号

その1 略

その2

氏名等変更届

職 氏 名 様

下記のとおり、氏名(名称、<u>資本金</u>・出資の額、 役員)を変更したので、鳥取県地方卸売市場条例第 15条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所 氏 名 卿 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略

職 氏 名 様

下記のとおり、地方卸売市場の営業の譲渡し及び 譲受けの許可を受けたいので、鳥取県地方卸売市場 条例第8条第1項の規定により申請します。

年 月 日

(譲渡人)住 所

氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者氏名 ŒIJ

(EII)

(譲受人)住 所

氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略

その2及びその3 略

様式第10号

その1 略

その2

氏名等変更届

職 氏 名 様

下記のとおり、氏名(名称、<u>資本</u>・出資の額、役員)を変更したので、鳥取県地方卸売市場条例第15条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所 氏 名 卿 法人にあっては、名 称及び代表者氏名

記

略

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第4条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 る。

改 止 後	改 止 前
様式第1号(第8条関係) 略 沿岸漁業改善資金貸付申請書	様式第 1 号 (第 8 条関係) 略 沿岸漁業改善資金貸付申請書
職 氏名 樣	職 氏 名 様
4EU CC 🗀 12K	1934 L\
沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。	
年 月 日	 年月日
郵便番号	ョー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
申請者 住 所	申請者 住 所
氏 名 卿	氏 名
団体又は会社にあっては、名	団体又は会社にあっては、名
称及び代表者の氏名	称及び代表者の氏名
記	記
略	略
(注) 略	(注) 略
略	略
資本金の額又は	資本の額又は出
出資の総額	資の総額
略	略
様式第2号(第10条関係)	様式第2号(第10条関係)
(表面)	(表面)
略 略	<u> </u>
沿岸漁業改善資金借用証書	沿岸漁業改善資金借用証書
略	略
本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたし	本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたし
ました。ついては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規	ました。ついては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規
則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、	則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、

す。

年 月 日

職氏名様

郵便番号

借受者 住 所

氏 名

(H)

団体又は会社にあっては、名 称及び代表者の氏名

上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業 改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借 受者と連帯して債務を負担します。

略

(注) 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、 生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の 別及びそれぞれの資金について鳥取県沿岸漁業 改善資金貸付規則別表第1に掲げる種類を記入 すること。

(裏面) 略

様式第3号(第14条関係)

略

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書 職氏名様

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号) で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償還 金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸 漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次の とおり申請します。

> 年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

団体又は会社にあっては、名 称及び代表者の氏名

略

(注) 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資 金、生活改善資金又は青年漁業者等養成 確保資金の別及びそれぞれの資金につい て、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別 表第1に掲げる種類を記入すること。

支払期日に相違なく実行することを確約いたしま 支払期日に相違なく実行することを確約いたしま す。

> 年 月 В

職氏名様

郵便番号 ______

借受者 住 所

氏 名

(EII)

団体又は会社にあっては、名 称及び代表者の氏名

上記資金の借受けにつき、下名は鳥取県沿岸漁業 改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受 者と連帯して債務を負担します。

略

(注) 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、 生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の 別及びそれぞれの資金について鳥取県沿岸漁業 改善資金貸付規則別表第一に掲げる種類を記入 すること。

(裏面) 略

様式第3号(第14条関係)

略

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書 職氏名様

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号) で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、その償還 金の支払を猶予していただきたいので、鳥取県沿岸 漁業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、次の とおり申請します。

> 年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

団体又は会社にあっては、名[`] 称及び代表者の氏名

略

(注) 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資 金、生活改善資金又は青年漁業者等養成 確保資金の別及びそれぞれの資金につい て、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則別 表第一に掲げる種類を記入すること。

2 略	2 略	

附即

この規則は、公布の日から施行する。